

## 会議録

会議の名称	平成18年度 第7回 西東京市スポーツ振興審議会
開催日時	平成19年1月15日(月) 18時分から19時
開催場所	田無イングビル 3階 第3会議室
出席者	渡邊会長、伊藤委員、指田委員、三原委員、小此木委員、蚊野委員 事務局：東原課長、井上課長補佐、等々力係長
議題	(1)西東京市スポーツ施設条例の一部改正について (2)その他
会議資料の名称	配布資料 第7回スポーツ振興審議会会議次第 資料17 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(案) 資料18 西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表 事前送付資料 前回は議録
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>発言者名： 発言内容</p> <p>会長 第7回スポーツ振興審議会を開催します。4名の委員が欠席ですが、定数に達していますので開会します。まず、はじめに資料の確認をお願いいたします。</p> <p>事務局 資料確認(省略)</p> <p>会長 第6回会議録の承認について、特になければ承認いたします。議題第1「西東京市スポーツ施設条例の一部改正について」事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>事務局 「西東京市スポーツ施設条例一部改正について」は資料17が一部改正案の内容で第16条第1項(欠格事由)の「市長又は副市長」に改めるもので、資料18の新旧対照表の右側の下線部分「助役又は収入役」の部分が左側の下線部分の「副市長」に改正されるものです。これは平成18年11月22日の官報で地方自治法施行令の一部を改正することに伴い条例の改正を行うもので、平成19年4月1日施行のため3月議会に上程いたします。</p>	

条例改正に関連しましては、昨年12月から条例案についての諮問・答申をさせていただいております。スポーツ施設の使用料の適正化について、条例の上程時期については市長部局が適切な時期に上程することでご説明させていただきおりましたが、一部改正ということで同時に3月議会に上程することになります。内容については既にスポーツ振興審議会において審議いただいた案のとおりです。

委員

議会において使用料に対する意見はありませんでしたか。

事務局

議会にはまだこれから上程します。使用料に関しては平成15年に使用料の適正化ということで示されておりますが、無料施設について基本的に有料に、また、現行の使用料については概ね1.5倍程度を目安に見直しを図ることと、近隣自治体の使用料の調査を行いました。グラウンドについては、ひばりが丘運動場の使用料を参考に算出しております。

会長

事務局の説明について、ご意見等がございますか。なければ承認をいたします。次の議題のその他に入ります。

事務局

1月30日にきらっとの会議室において、全スポーツ施設の利用者を対象に利用者懇談会を開催します。

会長

その他について、ご質問やご意見はありますか。本日の議題は全部終了しました。次回第8回審議会は2月19日午後7時よりイングリッドビルで行います。